

# オンライン委員会の開催を可能にするための委員会条例の改正について（案）

## 1 改正の目的

- 新型コロナウイルス感染症については、現在、感染者が増加傾向にあり、今後も収束が見込めない状況にある。また、近年は豪雨等による大規模な災害等が頻発している状況にある。
- こういった状況下で委員が議事堂に参集できず、委員会の開催ができない事態も想定されることから、タブレット端末等の活用によりオンラインで委員会を開催できるよう、茨城県議会委員会条例を改正するものである。

## 2 オンライン委員会の開催条件

- 委員会の開催は、本来、同じ会場に委員及び執行部が出席し、様々な角度から質問・質疑を通して、県政の諸課題への対処策を論議する形が基本である。
- しかし、次のような非常時の際には、委員の議事堂への参集が困難となる場合がある。
  - ・新型コロナウイルス感染症など重大な感染症のまん延
  - ・台風等の豪雨による災害の発生
  - ・大規模地震による災害の発生 等
- オンライン委員会は、そうした非常時の場合に限り、委員長の判断により議長の了承を得た上で、委員が自宅や事務所から出席する方法により開催できるものとする。
- なお、総務省からは次のように「オンラインによる方法を活用して委員会を開催することは差し支えない」旨の見解が示されている。

### 【新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について（令和2年4月30日総務省通知）抜粋】

議会の議員が委員会に出席することは不要不急の外出には当らないものと考えられるが、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。

### 3 オンライン委員会の開催方法等

- 委員は自宅や事務所等にてタブレット端末により、執行部は委員会室にてモニター等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法により開催する。
  - 使用する会議ソフトは、専用アプリ「Webex Meeting」（200人まで参加可能）を使用し、執行部から委員会開催の際に借用する。
  - 委員は、委員会の視聴は貸与されたタブレット端末により、資料の閲覧は自宅等のパソコン等からサイドブックスにアクセスすることで行う。
- ※ オンライン委員会の開催イメージは、別添資料を参照

### 4 オンライン委員会を開催する場合の課題と対応

[第2回定例会オンライン委員会の試行結果、タブレット端末に関するアンケート調査（6／23～8／20の結果より】

- 各委員の自宅等におけるWi-Fi（ネットワーク）環境やパソコン等の整備
  - ◆議員の事務所・自宅等のWi-Fi環境の整備状況
    - ・整備済み 56名／59名
- ⇒ パソコン等の環境がない委員には、ファックス送付等での方法を検討
- 委員が自宅等で参加する場合のシステム操作に関するサポート
- オンライン開催の場合の発言や意思疎通を考慮した円滑な議事進行のための工夫
  - ⇒ オンライン開催マニュアルの整備や試行テストの実施で対応
- 発言内容の聞き取りにくさ
  - ⇒ 委員1人で1台のタブレット端末での発言・聴取で対応
- オンライン委員会は、タブレット端末等を通じて映像・音声を送受信して開催することから、通常開催に比べ審議の質が低下することを免れないことに留意する必要がある。

◆オンライン会議の今後の方向性について（59名回答）

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| ・慎重に対応すべき          | 8名  |
| ・非常時に限って実施すべき      | 32名 |
| ・非常時、平時にかかわらず実施すべき | 19名 |

### 5 条例改正（案）の内容

- 必要な条例改正案は、別添資料の新旧対照表を参照

茨城県議会委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(電子情報処理組織の使用)</u></p> <p><u>第 14 条の 2 委員長及び委員は、県民の生命及び健康にとって重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止のため会議への出席を制限する必要がある場合、大規模な災害の発生により会議に出席することが困難である場合その他特に必要がある場合には、電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて行われる映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法により、発言し、及び議決に加わること（委員長にあつては、発言し、及び可否同数のときに議事を決すること）ができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における当該委員長及び当該委員についてのこの条例の規定の適用については、会議に出席しているものとみなす。</u></p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。